秋田県警察本部訓令第4号

秋田県警察機動警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

平成31年2月18日

秋田県警察本部長 警視長 鈴 木 達 也

秋田県警察機動警察隊の運営に関する訓令

秋田県警察機動警察隊の運営に関する訓令(平成16年秋田県警察本部訓令第4号)の 全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、秋田県警察機動警察隊(以下「機動警察隊」という。)の運営に 関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

- 第2条 機動警察隊は、警ら用無線自動車による機動警ら活動及び捜査用車両による 機動遊撃活動を通じ、県民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。 (組織)
- 第3条 機動警察隊長は、生活安全部地域課(以下「地域課」という。)の次長の職にある者をもって充てるものとする。
- 2 機動警察隊長(以下「隊長」という。)を補佐するため、副隊長を置くものとする。副 隊長は、地域課の課長補佐の職にある者をもって充てるものとする。
- 3 生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)は、機動警察隊を編制するに当たっては、秋田県警察鉄道警察隊と兼務を命ずることができる。

(活動区域)

- 第4条 機動警察隊の活動区域は秋田市内を中心とした県内全域とする。 (活動)
- 第5条 機動警察隊員(以下「隊員」という。) は、隊長の指揮を受け、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)第24条第2項に定める活動に従事するほか、捜査用車両による機動遊撃活動等特に命ぜられた警察活動を行う。 (連絡協調)
- 第6条 隊長は、第2条の任務を効果的に推進するため、他の警察部門及び警察署と 緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるよう努めなければならない。 (応援要請等)
- 第7条 地域課長は、第2条の任務の遂行に当たり必要があるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)に他の所属職員の応援を要請することができる。
- 2 所属長は、必要があるときは、地域課長を経て本部長に隊員の応援を要請することができる。
- 3 前2項に規定する応援要請は、緊急の場合を除き応援要請書により行うものとする。
- 4 前2項により派遣された隊員は、原則として応援先の所属長の指揮を受けるものとする。

(勤務計画)

第8 地域課長は、機動警察隊の運営を計画的かつ効率的に行うため、翌月の活動重

点及び勤務計画を策定するものとする。

(勤務変更)

第9条 地域課長は、事件事故の処理等特別の理由がある場合は、隊員の勤務変更を することができる。

(日誌)

第10条 機動警察隊に、活動日誌を備え付け、毎日の活動状況を記録しておくものとする。

(事件事故等の処理及び引継ぎ)

- 第11条 機動警察隊は、事件事故等の処理に当たっては、犯人の逮捕、危険の防止、 現場保存等現場における初動的な措置を行った後、隊長を経由して地域課長に報告 し、その指揮を受けて関係警察署長に引き継ぐものとする。
- 2 地域課長は、事件・事故等の引継ぎに当たり、前項により難い特別な事情があるときは、その都度、関係署長と協議するものとする。

(教養訓練)

第12条 地域課長及び隊長は、隊員に対し、職務執行に必要な知識・技能の向上を図るため、教養訓練を行うものとする。

(報告)

第13条 隊員は、勤務日ごとの活動状況について地域課長に報告するものとする。

附則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。